

1. 次期計画の概要

多摩市子ども・子育て・若者プラン～第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画	
法令上の計画名(根拠法令)	子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)
目的	就学前と小学生の児童を対象に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的とする。
包含する計画	■ 子ども・若者計画 ■ 子どもの貧困対策についての計画 ■ 母子保健計画 ■ ひとり親家庭自立促進計画 ■ 次世代育成支援地域行動計画
上位計画	第五次多摩市総合計画第3期基本計画
関連する部門別計画	■ 地域福祉計画 ■ 障がい者(児)福祉計画 ■ 多摩市教育振興プラン ※その他、子ども・子育て支援に関連する計画との整合性を図る
計画冊子の構成	縦版で作成



(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画～第1期多摩市こども計画～	
法令上の計画名(根拠法令)	こども計画(こども基本法)
目的	こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成する。地域が抱える課題やそのほかこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、状況に応じた目的設定することが期待される。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、それぞれの自治体が、こども大綱を勘案した自治体こども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につなげることを目的とする。
包含する計画	■ 子ども・若者計画 ■ 子どもの貧困対策についての計画 ■ 少子化に対処するための施策 ■ 子ども・子育て支援事業計画 ■ 母子保健計画 ■ ひとり親家庭自立促進計画 ■ 次世代育成支援地域行動計画※1 ※1 根拠法となる次世代育成支援対策推進法が令和6年度末までの適用となっているため、現時点での情報を記載 ※こども大綱
上位計画	第六次総合計画基本方針
関連する部門別計画	■ 地域福祉計画 ■ 障がい者(児)福祉計画 ■ 多摩市教育振興プラン ※その他、子ども・子育て支援に関連する計画都の整合性を図る
計画冊子の構成	横版で作成

2. こども大綱

こども基本法でのこども大綱の位置付け	
■	こども大綱は、こども施策に関する基本的方針、子ども施策に関する重要事項、子ども施策を推進するため必要な事項について定めるものとする。
■	こども大綱は、少子化社会対策基本法に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に掲げる事項を含むものでなければならない。
■	こども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。
■	市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。

「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～	
■	全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境に関わらず、等しくその権利の養護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活することができる社会

こども施策の基本的方針(6つの柱)	
①	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
②	こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
③	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する、
④	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
⑤	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
⑥	施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

3. 次期計画骨子(案)

基本理念(案)

～全てのこどもや若者が自立した個人として家族や地域に支えられ、
将来にわたり希望をもって成長することのできるまちになる～

＜理由＞

■現計画である「多摩市子ども・子育て・若者プラン～第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念、「子どもや若者が自分らしく成長することを、保護者や地域のみんなで支え、ともによろこびあえるまちになる」の基本的な考え方である、「健幸まちづくりは行政のみで実施できるものではなく、様々な主体の参画を期待し、市民の参画を広く呼びかけながら、まちぐるみで取り組むもの」を踏襲すること。
■「こども大綱」の基本理念は、「子どもの権利条約」をもとに整理されており、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例(以下、「子若条例」という。)」は、「子どもの権利条約」に定める四つの権利を保障し、挑戦を応援することで、多摩市の子ども・若者の権利を規定している。
■第六次多摩市総合計画における分野別目指すべきまちの姿にも「子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち」を掲げており、「子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現している」ことを記載していること。
■上記のことから、子若条例の「目的」の内容をベースに、「全てのこどもや若者が自立した個人として家族や地域に支えられ、将来にわたり希望をもって成長することのできるまちになる」を基本理念(案)とした。

こども施策における重要事項

■こども大綱では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立ってわかりやすく示すため、ライフステージ別に提示している。
■次期計画の体系についても、こども大綱の考え方にに基づき、ライフステージ別に基本方針を定める。

(1) ライフステージを通した重要事項

- ① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④ こどもの貧困対策
- ⑤ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー支援
- ⑦ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(2) ライフステージ別の重要事項

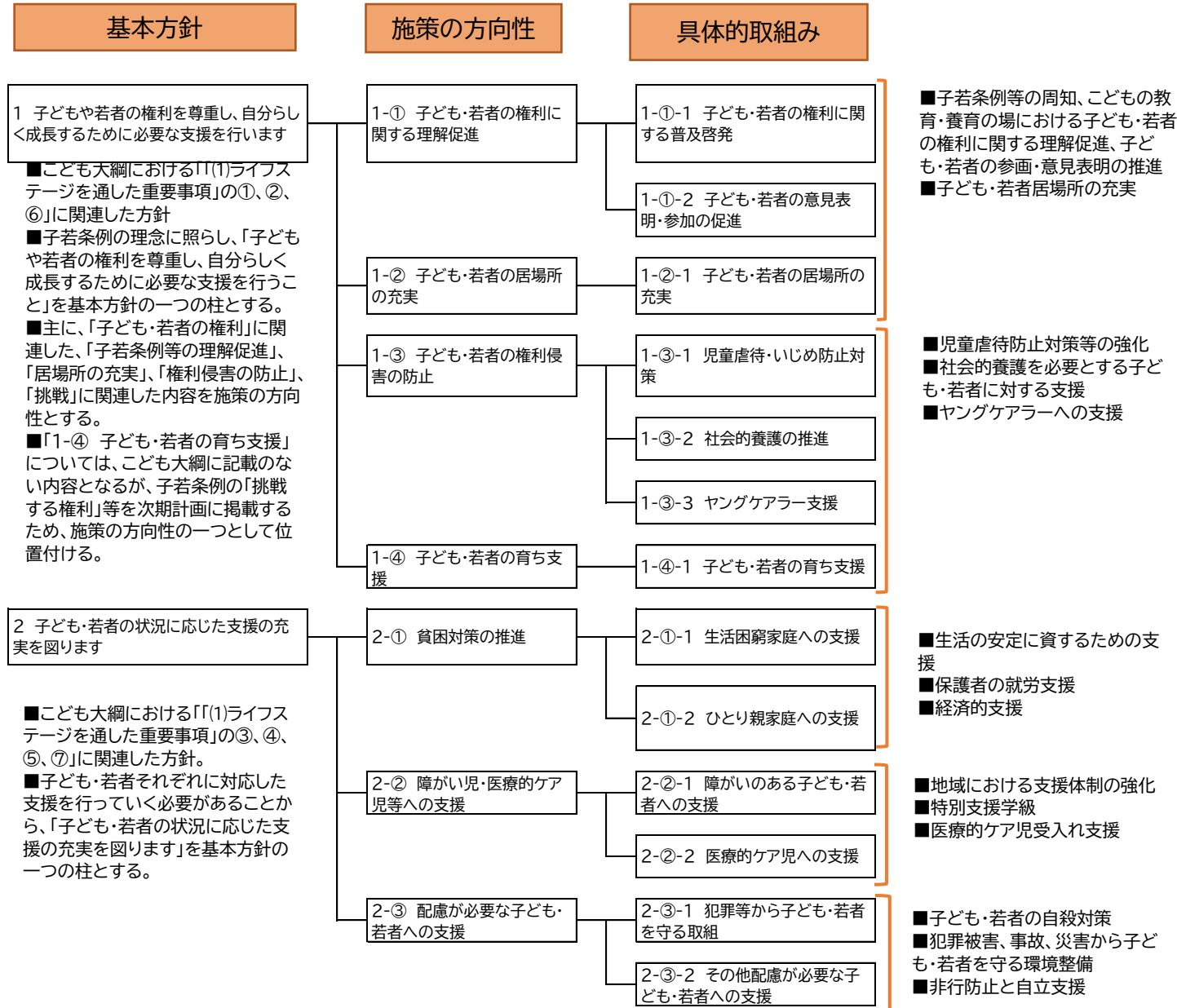
- ① こどもの誕生前から幼児期まで
- ② 学童期・思春期
- ③ 青年期

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

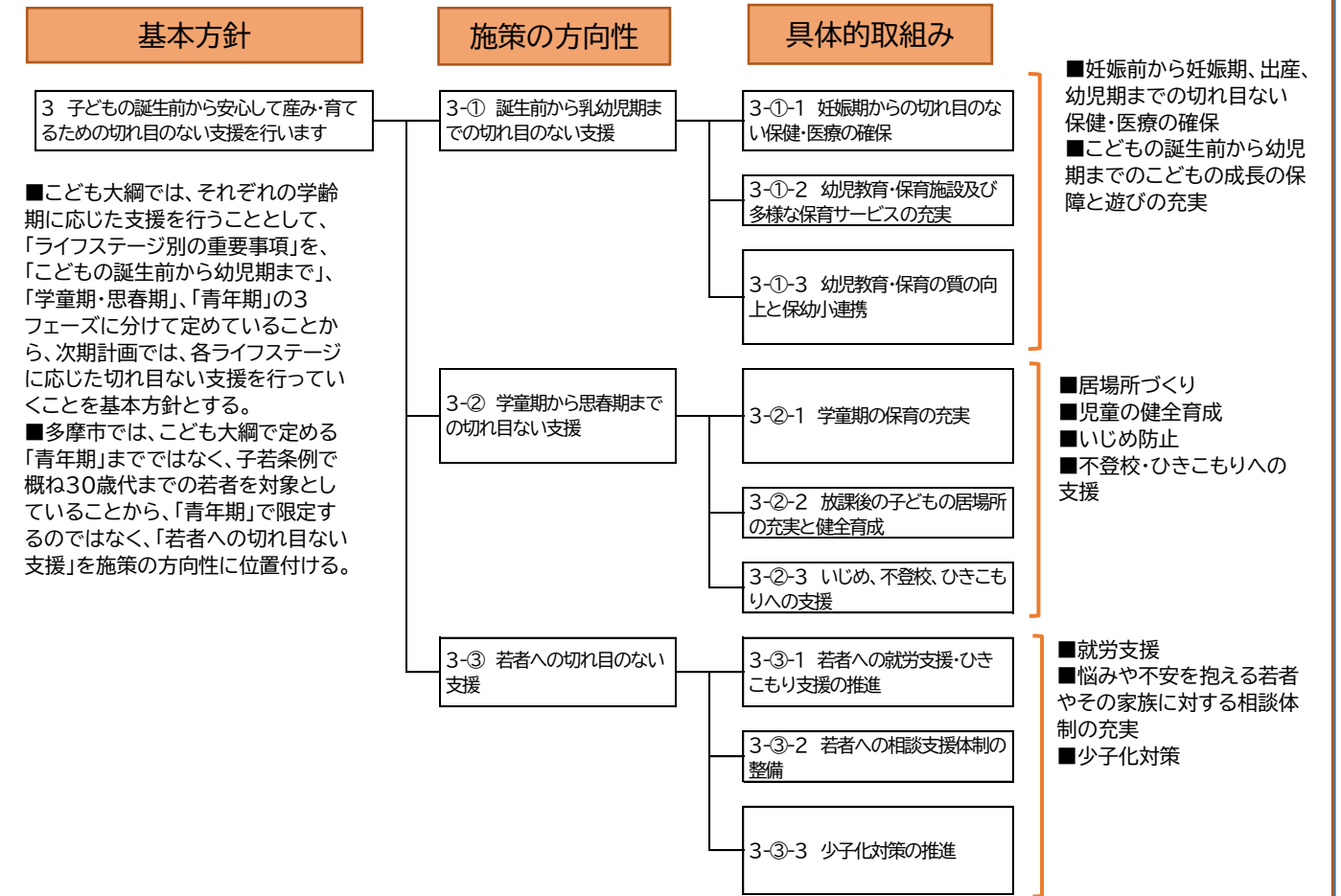
- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援
- ③ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ④ ひとり親家庭への支援

次期計画の体系(案)

① 多摩市におけるライフステージを通した体系(基本方針等)(案)



② 多摩市におけるライフステージ別の体系(基本方針等)(案)



③ 子育て当事者への支援に関する体系(基本方針等)(案)

